

地方財政健全化法による市町村財政への影響

名古屋市立大学大学院経済学研究科 湯之上英雄

要旨

地方財政の健全化を達成するため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が2007年に公布された。それまでの財政再建制度と比較して、4つの財政健全化判断比率を定めて多面的に地方財政の姿を捉えようとしたことと、早期健全化基準を設定して財政悪化の早い段階で地方公共団体の自主的な財政健全化を促す仕組みとなったのが特徴である。

本稿では、新しい制度によって地方公共団体によってどのような財政運営が行われているのか、また財政悪化の早い段階での財政健全化が行われているのかという視点で市町村規模別に地方財政健全化の推移を分析した。

財政健全化判断比率の4つの指標は市町村規模に関わらず全体として低下していた。政府資金による地方公共団体への融資などの資料として活用される財務状況把握4指標についても改善傾向が確認できた。歳入や歳出については、いずれも増加傾向であったが、歳出を上回る歳入によって財政健全化が行われているようであった。特に小規模団体においては、地方交付税などの移転財源によって下支えされていることが見受けられた。

また、地方財政健全化法の導入時に相対的に財政状況が悪かった団体が早期に財政健全化を実行したのかが確認した。市町村規模別に見たところ、いずれの規模においても地方財政健全化法の導入後数年間で同規模団体の平均値とほぼ同等の状況まで低下したことが確認できた。

1. はじめに

わが国の財政状況は、国と地方を問わず厳しい状況にある。背景には、マクロ経済の変動を受けて税収が減少する一方、景気対策としての支出が増加する局面を断続的に経験したこと、人口高齢化による社会保障給付が増加傾向にあること、自然災害の発生に伴う被害者の支援や社会資本の復旧などの対応が必要であったことなどがあげられる。

国と地方の長期債務残高は増加を続け、1998年度末に553兆円であったが、直近の2019年度末実績では1106兆円と倍増している。地方債については、1998年度末に163兆円であったが、2013年度の201兆円をピークとして2019年度末実績で192兆円とやや減少しているが、依然として高水準であると考えられる。また、直近の新型コロナウイルス感染症の影響などで地方債残高が増加する兆候も認められる。林・

持田(2018)では地方公共団体の財政力や債務水準によって市場公募債の金利スプレッドが変化することが指摘されている。地方債は金融市場において一定の規模を誇っており、金融市場の安定性を保つためにも、地方財政の健全な運営が求められている。

こうした状況において、2007年6月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、地方財政健全化法)が公布された。2007年まで運用されてきた財政再建制度である「地方財政再建促進特別措置法」(以下、旧再建法)と比較すると、早期健全化を促す仕組みが導入されたこと、一般会計のみならず特別会計、一部事務組合や第三セクターなど地方公共団体の財政の全体を対象とすること、単年度のフロー指標だけでなくストック指標となる将来負担比率が導入されたことなど大きな制度変更となった。また、赤井・石川(2019)でも指摘されるように、地方財政健全化法は地方財政健全化を促すだけでなく、「地方債協議・許可制度」と「一体の制度として設計・運営されて」おり、地方公共団体にとって地方財政健全化法の導入は財政運営上大きな転換点となった。

地方財政健全化法において、地方財政の健全化判断比率として4指標(以下、財政健全化4指標)が定められ、単一の指標ではなく複数の指標を用いて財政運営のチェックが行われている。一部施行された2007年度決算については指標の公表のみが行われ、2008年度決算から財政健全化計画などの策定義務が課されるなどの全面施行がなされた。土居(2007)は、実質収支比率のみを判断材料としていた旧再建法では、財政収支の改善や債務残高の抑制などの健全化の早期是正を促す機能は弱いことを指摘している。

こうした指標が導入されたことによって地方公共団体の財政運営がどのような影響を受けたのかを分析することは重要である。先駆的な研究である菅原(2013)では、関西2府4県の市町村データを用いて、制度導入初期における指標の変化を分析している。著者は共同研究者とともに財政健全化4指標による地方公共団体の財政運営について分析を行ってきた(金坂・広田・湯之上(2011)、広田・湯之上(2018)、Hirota and Yunoue(2022))。金坂・広田・湯之上(2011)では、事務事業評価の導入が実質公債費比率や将来負担比率を抑制していることを示した。広田・湯之上(2018)では、都道府県データを用いて、財政健全化4指標の相互関係を分析し、フロー指標とストック指標との間で調整が行われていることを示した。Hirota and Yunoue(2022)では、von Hagen and Wolff(2006)やReischman(2016)などで定式化されたstock-flow adjustmentsについて分析を行い、地方財政健全化法の導入によるstock-flow adjustmentsを確認した。

本稿では、地方財政健全化法による影響を把握するため、市町村規模別に地方公共団体の財政健全化の推移を見ていくことにする。財政健全化4指標に加えて、地方公共団体への融資などで活用される財務状況把握4指標や歳入歳出の主要項目の推移を見ることで、財政健全化の動きを追うことができる。特に、地方財政健全化法の特徴とされる早期の財政改善が認められるのかを、制度導入時に相対的に財政状況が悪かった団体に注目することで確認する。本稿では、様々な財政指標を直感的に理解できるように視覚化することで、先行研究で行われている分析の補完的な資料となることを目的としている。

2. データ

本稿で用いるのは2006年度から2020年度の15年分の市町村データである。期間中に全国的に実施された市町村合併の影響等による欠損値を除いた1581団体を対象としている。

地方財政の決算に関するデータは、総務省『地方財政状況調査』各年度版から用いた。特に、「第4表

歳入内訳」，「第5表収入の状況」，「第13表歳出内訳及び財源内訳」，「第14表性質別経費の状況」，「第27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」，「第28表公営企業（法適）等に対する繰出し等の状況」，「第29表基金の状況」，「第30表貸付金，投資及び出資金の状況」，「第33表地方債残高の状況」を分析に用いた。地方財政の政策過程では予算が目される部分も大きいかもしれないが，顕示選好の理論を踏まえると決算データを用いた分析が重要である。

人口データは，総務省『住民基本台帳』の各年度版から用いた。「第3表市区町村別人口，人口動態及び世帯数」に記された人口計の値を各年度の市町村人口とした。

地方財政健全化法による財政健全化4指標については，総務省「健全化判断比率の基礎数値」各年度版と総務省「資金不足比率等の基礎数値」各年度版から用いた。財政健全化4指標とは，実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率である。公営企業ごとに計算される資金不足比率の推移を本稿で取り扱うわけではないが，資本不足比率等の基礎数値は財務状況把握に用いられる実質債務の算出過程で利用される。なお，地方財政健全化法に関する制度や経済分析については，赤井・石川(2019)が詳しい。

実質赤字比率は地方公共団体の一般会計における実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。早期健全化基準は市町村の財政規模に応じて11.25%~15%，財政再生基準が20%と定められている。地方財政健全化法が一部施行され，最初に指標が公表された2007年度決算において1団体が財政再生基準以上，1団体が早期健全化基準以上に判定された。また実質赤字額があるのは都道府県1団体，市区町村23団体であった。地方財政健全化法が全面施行された2008年度決算において1団体が財政再生基準以上，1団体が早期健全化基準以上に判定され，実質赤字額があるのは市区町村19団体とされた。その後，2009年度決算において早期健全化基準以上の団体はなくなり，2012年度決算ではすべての団体が実質赤字額が解消された。

連結実質赤字比率は地方公共団体の一般会計と特別会計における赤字額を標準財政規模で除した比率である。早期健全化基準は市町村の財政規模に応じて16.25%~20%，財政再生基準が30%と定められている。一般会計と特別会計における赤字額は，一般会計の実質赤字額に特別会計の資金不足額を加え，特別会計の剰余額を引いた金額として求められる。2007年度決算において2団体が財政再生基準以上，9団体が早期健全化基準以上とされ，連結実質赤字額があるのは71市区町村であった。全面施行の2008年度決算では，1団体が財政再生基準以上，1団体が早期健全化基準以上と判定され，連結実質赤字額があるのは39団体となった。そして，2009年度決算で早期健全化以上の団体はなくなり，2015年度決算で，すべての団体の連結実質赤字額が黒字化された。

実質公債費率は地方債の返済額や債務負担行為による支出額を標準財政規模で除した比率である。比率を計算する上での分子となる「実質公債費」として，一般会計と特別会計に加えて，一部事務組合が発行した地方債の元利償還金から特定財源や元利償還金に係る基準財政需要額が減算された額となっている。早期健全化基準は25%，財政再生基準は35%と設定されている。地方財政健全化法が一部施行された2007年度決算では，2団体が財政再生基準以上，31団体が早期健全化基準以上であった。全面施行された2008年度決算では，1団体が財政再生基準以上，20団体が早期健全化基準以上であった。その後2011年度には財政再生中の夕張市を除く団体が早期健全化基準を下回る事となった。北海道夕張市は2019年決算でも

財政再生基準以上であり、財政再生計画の計画期間中である。

将来負担比率は地方公共団体の地方債など将来に支払う可能性のある負担額を標準財政規模で除した比率である。将来負担比率には早期健全化基準のみが定められており、政令指定都市が400%、政令指定都市以外の市町村が350%と定められている。2007年度決算において5団体、2008年度決算で3団体が早期健全化基準以上であった。その後、2010年度決算で青森県大鰐町、2013年度決算で大阪府泉佐野市が早期健全化基準を下回り、北海道夕張市のみが早期健全化基準以上と判定された。

本稿では、財政健全化4指標の他に、財務省理財局が各年度発行する「地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック」で定義される財務状況把握4指標も併せて推移を見ることにする。財務状況把握4指標は、政府資金による地方公共団体への融資を行う際の情報として利用されており、地方公共団体の資金繰りや債務償還能力に重点を置いた構成となっている。具体的には、行政経常収支率、積立金等月収倍率、実質債務月収倍率、債務償還可能年数の4指標である。

まず、行政経常収支率は、行政経常収入から行政経常支出を引いた行政経常収支を行政経常収入で除した比率である。財務省理財局(2021)によれば、行政経常収入とは、一般財源と行政経常支出に充当される特定財源として定義されている。地方税、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、分担金及び負担金、使用料・手数料、事業等収入で構成される。行政経常支出は、同じく財務省理財局(2021)の定義によれば、「毎年度経常的に支出される資産形成に繋がらない行政サービス等に係る支出」とされる。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、建設費以外の操出金、支払利息で構成される。

次に、積立金等月収倍率は、積立金等を1ヶ月あたりの行政経常収入(=行政経常収入/12)で除した比率である。地方公共団体の月収相当額に対して、財政運営上のリスクにどの程度の備えがあるかを示す指標となっている。積立金等とは、財務省理財局(2021)によれば、歳計現金と財政調整基金、減債基金、その他特定目的金の合計として定義される。積立金等は、財政運営上のバッファとして捉えられ、収支に余剰があれば積み立てを行い、支出が収入を上回る事態となれば取り崩しを行い、様々な変動に対応する余裕度として捉えられる。定額運用基金については、運用形態によっては換金性が低い場合もあるので、財務省理財局(2021)の積立金等の定義からは外されている。

実質債務月収倍率は、実質債務を1ヶ月あたりの行政経常収入で除した比率である。地方公共団体の月収に対して、負担すべき債務の大きさを示す指標となっている。実質債務は、財務省理財局(2021)によれば、地方債現在高に有利子負債相当額を加えたものから積立金等を引いたものとして定義される。地方債現在高については、地方交付税措置される金額の減算は行われていない。これは地方公共団体の債務償還能力に主な関心のある財務状況把握の特徴であり、財政健全化4指標の実質公債費比率などで、地方交付税による措置相当金額が減産されることとは対照的である。

最後に、債務償還可能年数は、実質債務を行政経常収支で除した比率である。積立金等月収倍率と実質債務月収倍率が行政経常収入を分母としていたのに対し、本指標は行政経常収支を分母としている。財務省理財局(2021)にも「償還原資となる行政経常収支(キャッシュフロー)」がどれだけあるかを示す指標であり、債務償還能力を表していると考えられる。

3. 市町村規模別に見た地方財政健全化法の影響

図1は財政健全化4指標について、市町村規模別に政令指定都市、都市、町村に分けてそれぞれの平均値の推移を示したグラフである。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前節でも述べたように地方財政健全化法施行後に急速な赤字の解消が進められた結果、平均値はいずれの市町村規模においてもマイナスの値を示し、黒字となっている。実質公債費比率についても全体としては低下している傾向が認められる。規模別に見て町村の平均値が地方財政健全化法導入時に高かったが、5年程度で都市の水準にまで低下している。一方、政令指定都市の平均値については、低下傾向は認められるものの他の規模と比べると緩やかな低下であった。将来負担比率も全体としては低下傾向にあった。金坂・広田・湯之上(2011)の推定では、クロスセクション分析であるという留意事項はあるにしても、行政評価導入後の経過年数と将来負担比率に負の相関を確認しており、行政評価の広がりや定着によって将来世代への負担が抑制されている可能性がある。なお、政令指定都市は都市や町村と比べて高い水準で推移している。比率としての比較となるが政令指定都市はそれ以外の市町村と比べて約2倍の将来負担比率となっている。

図1 市町村規模別に見た財政健全化4指標の推移

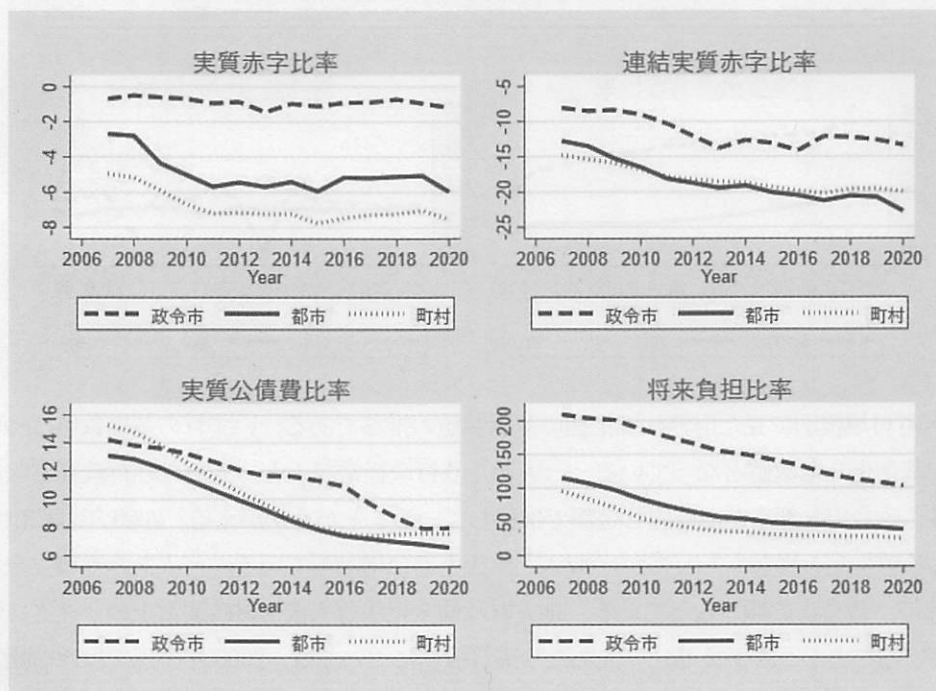


図2は市町村規模別の財務状況把握4指標の推移を示したグラフである。行政経常収支を行政経常収入で除した行政経常収支率は全体として横ばいもしくは低下傾向にある。広田・湯之上(2018)の推定によれば、人口高齢化によって行政経常収支比率が低下することが指摘されており、全国的な人口高齢化の影響を反映したものと考えられる。積立金等月収倍率については、地方財政健全化法導入後に増加傾向が認められるが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響で減少していることもうかがえる。町村が月収に対して6ヶ月程度の積立金を有しているのに対し、都市規模が大きくなるにつれて月収倍率が小さくなることもうかがえた。実質債務月収倍率についても、地方財政健全化法導入後に減少傾向が認められる。図1で

見た将来負担比率と一部対応する形になっており、政令指定都市において月収に対して20ヶ月から30ヶ月分程度の実質債務を負うのに対し、政令指定都市以外の市町村は5ヶ月から10ヶ月分程度の実質債務を負っていることが確認できる。債務償還可能年数についてはほぼ横ばいで推移している。なお、他の3指標と比べて、この指標のみ行政経常収支が分母となっているため、単年度で収支が悪化したような場合には数値の変動が大きくなる傾向がある。政令指定都市において2012年に数値がマイナスになっているのは東日本大震災による税収の減少や歳出の増加による影響であると考えられる。

図2 市町村規模別に見た財務状況把握4指標の推移

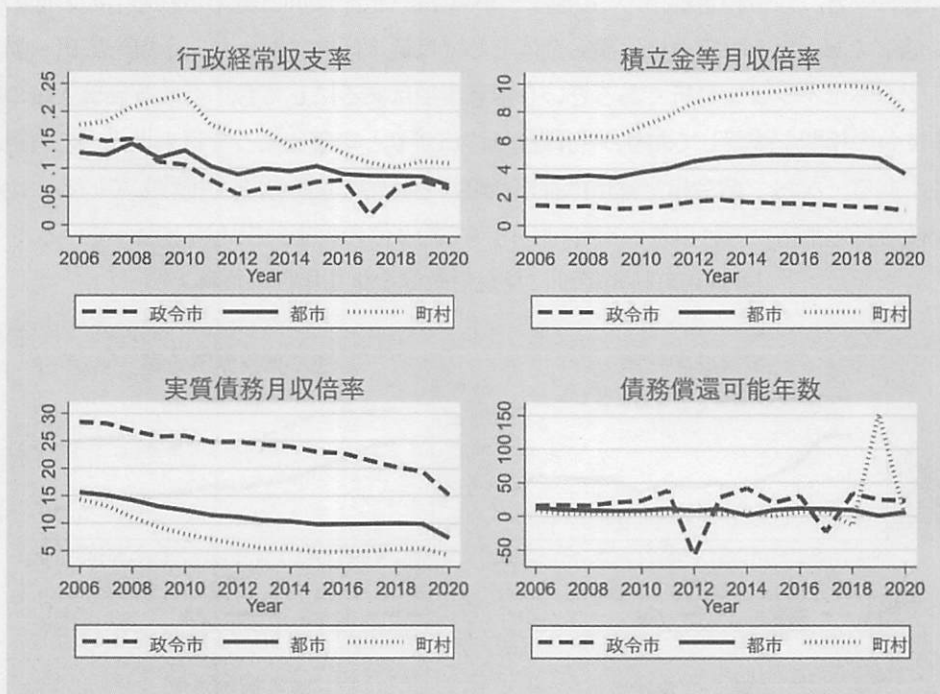


図3は市区町村規模別に見た財務状況把握の基礎数値の推移である。いずれの基礎数値についても人口一人あたりに基準化した数値となっている。一人あたり行政経常収入と一人あたり行政経常支出については、町村が多く政令市と都市がほぼ同じ金額で推移していることがうかがえる。2020年度には新型コロナウイルスによる感染症の影響もあってか、収入と支出ともに増加している。一人あたり積立金等については、町村、都市、政令市の順となっている。地方財政健全化法導入後に財政運営上のリスクに備えて積み立てを行っていることがうかがえる。一人あたり実質債務については、2006年時点では政令指定都市、町村、都市の順に実質債務が多かったが、町村の実質債務が減少し、2011年以降は政令指定都市、都市、町村の順となっている。

図4は市町村規模別に見た歳入歳出合計と、財政調整基金、減債基金の推移を示したグラフである。歳入歳出とは形式収支における歳入合計額と歳出合計額を示した。前年度からの繰り入れや次年度への繰り越し等も含まれているが、地方財政の全体像を捉える上でよく用いられる指標となっている。先述の行政経常収入や行政経常支出と同様にやや増加傾向の推移が確認できる。吉村(2009)、林(2002)、古川(2012)などで示されてきた市町村歳出における規模による経済性を反映して町村の一人あたり歳出が大きくなっている。財政調整基金や減債基金についても地方財政健全化法導入後に増加していることがうかがえる。

特に町村において財政調整基金、減債基金の蓄積が確認できる。その一方で、政令指定都市において減債基金が横ばいもしくは減少傾向となった。

図3 市町村規模別に見た行政経常収入及び支出と実質債務

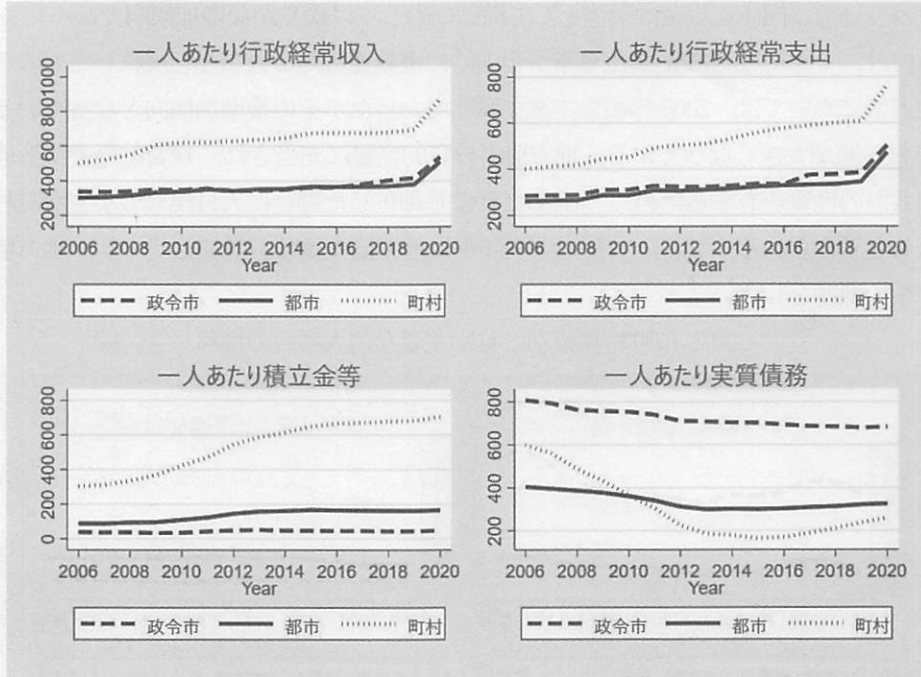


図4 市町村規模別に見た歳入歳出合計と基金の推移

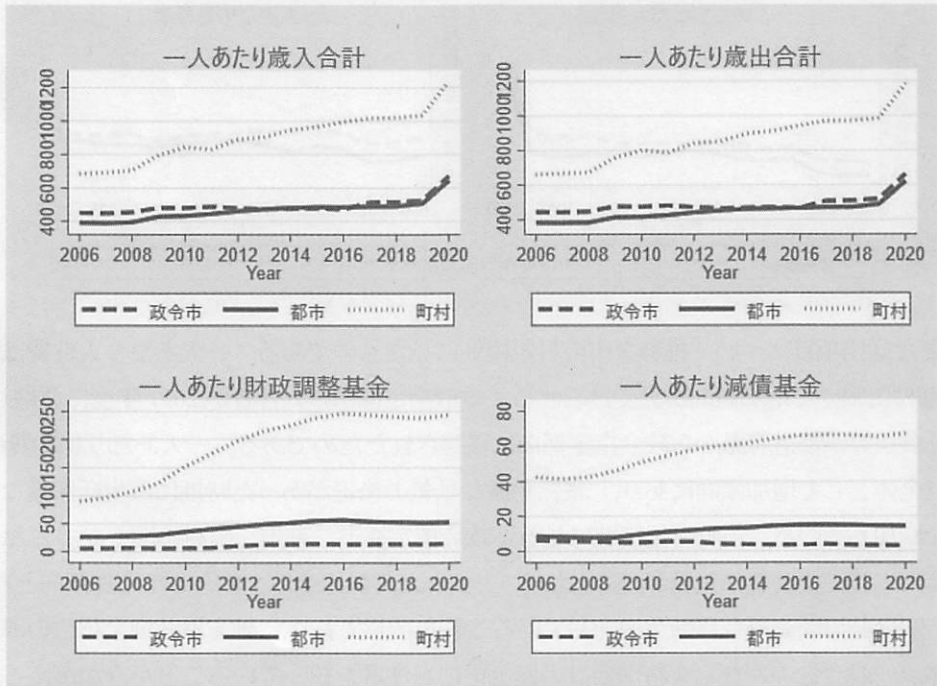


図5は市区町村規模別に見た主要な歳入項目の推移を示したグラフである。地方税収については、景気変動の影響を受けながらも全体的に増加傾向であった。地域経済の状況などを反映して政令指定都市の地

方税収が多くなっている。普通交付税に目を向けると、町村、政令指定都市以外の都市、政令指定都市の順となっている。これは地方交付税の財政調整機能により税収の少ない町村に手厚い財政移転があることを示している。町村で普通交付税の増加、政令指定都市以外の都市で微増、政令指定都市では横ばいもしくは微減となっている。国庫支出金は全体として横ばいもしくは緩やかな増加傾向であった。2009年頃に増加しているのは、いわゆる学校耐震化事業が全国的に実施されたことなどを反映したものと考えられる。一人あたり地方債については、2008年頃まで減少傾向であったがその後増加傾向となっている。他の規模と比べて、町村の額が大きくなっている。地方債が投資的経費に充当され、投資的経費で形成される社会資本は純粋公共財の性質を有するため、一人あたりに基準化した場合に人口規模の小さな町村において金額が大きくなると考えられる。なお、分析対象期間中に地方債の種類が増加しており、地方債の内訳に関する分析は今後の課題としたい。

図5 市町村規模別に見た主要な歳入項目の推移

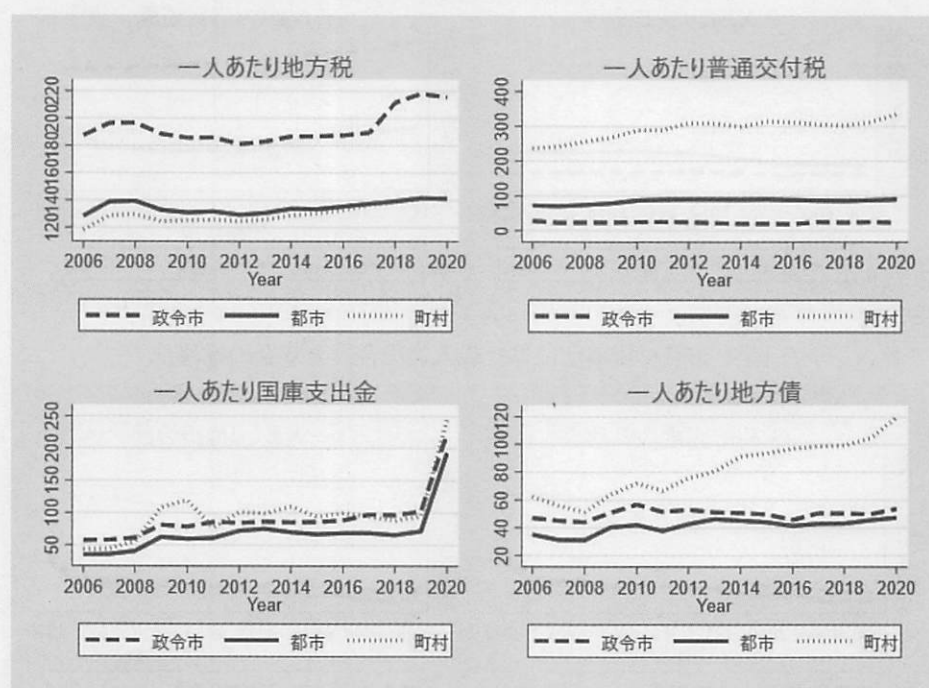
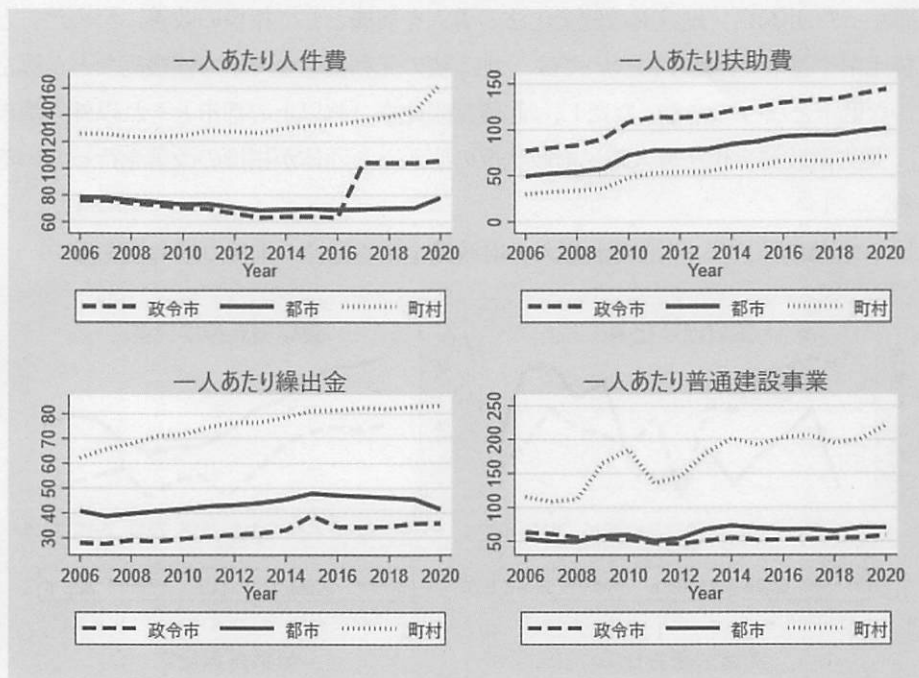


図6は主要な歳出項目について推移を市町村規模別に見たものである。一人あたり人件費は減少傾向であったが、町村において増加傾向が見受けられる。政令指定都市の人件費が2017年度に急増しているが、教職員の給与負担等が都道府県から政令指定都市に移譲されたためである。一人あたり扶助費は、少子高齢化の影響で全体として増加傾向にあり、また急激な景気の後退があった時期には生活保護などの給付により追加的な増加している。市町村規模別に見ると政令指定都市、都市、町村の順となっており、地方公共団体の規模に応じて扶助額に差異が認められる。一人あたり繰出金は全体として増加傾向となっている。一般会計と特別会計の間の資金移動が増加していることを示しており、地方財政健全化法の導入によって地方公共団体が一般会計のみならず特別会計の健全化にも注意を払っていることがうかがえる。一人あたり普通建設事業費については、町村が増加傾向、都市と政令指定都市がほぼ横ばいで推移している。普通建設事業で形成される社会資本が純粋公共財の性質を有することから一人あたりに基準化した場合に人口

規模の小さな町村で大きな値となっている。

以上のように地方財政健全化法において地方財政健全化の判断材料とされる財政健全化4指標、地方公

図6 市町村規模別に見た主要な歳出項目の推移



共団体の資金繰りを捉える財務状況把握4指標、主要な歳入歳出項目の推移を市町村規模別に見てきた。以下では、地方財政健全化法導入の効果を見るために、導入時に相対的に財政状況が悪かったと考えられる市町村の財政健全化4指標がどのような推移であったのかを見ていくことにする。本稿では、Hirota and Yunoue(2022)を参考に、2006年時点の起債制限比率が14%を超えた市町村を相対的に財政状況が悪かった市町村と想定して分析を行う。地方債許可制度においては、起債制限比率14%を基準として公債費負担適正化計画の策定、20%を基準として起債制限が課されていたこともあり、本稿で用いる起債制限比率14%という基準は財政状況を示す一つの目安であると考えられる。なお、総務省(2009)によれば、2006年度の起債制限比率の市町村平均値は11.6%であったとされる。本稿において、起債制限比率を超えた団体は254団体で、分析対象全体の16.1%であった。

図7は政令指定都市のみを対象として、財政健全化4指標について起債制限比率14%以上の政令指定都市と起債制限比率14%未満の政令指定都市の平均を比較したグラフである。地方財政健全化法が一部施行され、財政健全化4指標が計算されはじめた2007年度において、連結実質赤字比率を除く3指標で起債制限比率14%以上の団体が大きな値を示している。いずれの団体も指標は低下傾向にあるが、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率については、2007年度に観察された両者の差はほとんど無くなっており、直近の2020年度には起債制限比率14%以上の団体の方が指標は低くなっている。地方財政健全化法導入時に財政が悪いと考えられた団体において、地方財政健全化法導入後の数年間で財政健全化4指標の改善が見られた。

図8は政令指定都市以外の都市を対象として、財政健全化4指標について起債制限比率14%以上の都市

とそれ以外の都市の平均を比較したグラフである。地方財政健全化法導入時において4指標はいずれも起債制限比率14%以上の都市がそれ以外の都市を上回っている。起債制限比率14%以上の都市において、地方財政健全化法導入後の数年間で実質赤字比率や連結実質赤字比率の急激な低下が認められる。導入時に財政が相対的に悪かった団体が、地方財政健全化法の導入を契機として指標の改善に努めたことが確認できる。実質公債費比率や将来負担比率については、地方債の元利償還金や地方債残高などが算定項目に含まれるため緩やかな低下となっている。ただし、起債制限比率14%以上の都市とそれ以外の都市との差は縮小傾向にあり、地方財政健全化法導入時に財政状況の悪かった団体が指標の改善を行っていることがここでも確認できる。

図7 起債制限比率14%とそれ以外の財政健全化4指標の推移（政令指定都市）

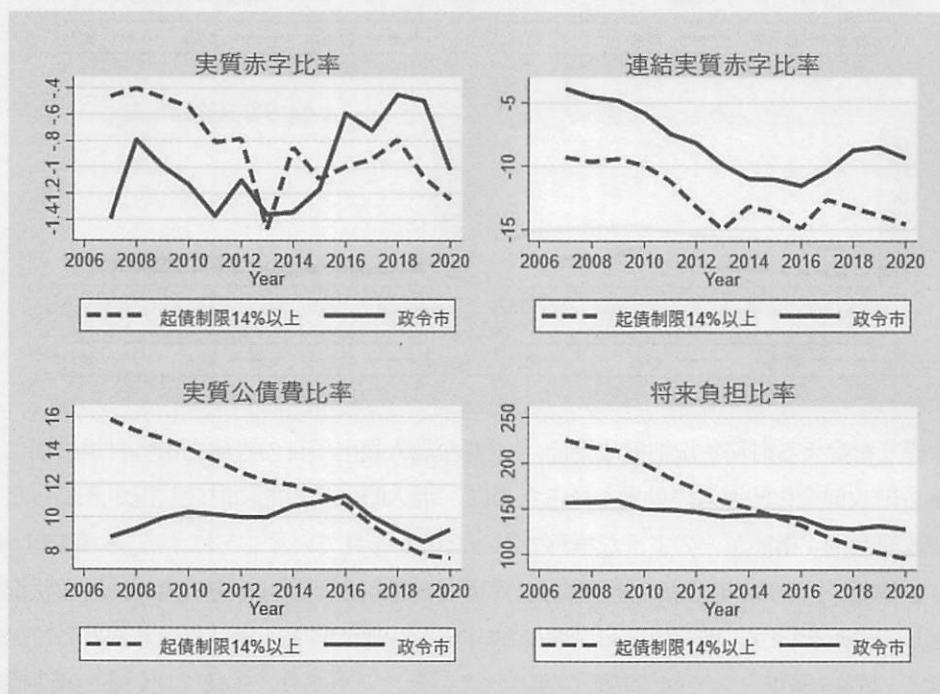


図9は町村を対象として、財政健全化4指標について起債制限比率14%以上の町村と町村の平均を比較したグラフである。地方財政健全化法導入時には財政健全化4指標のいずれの値を見ても起債制限比率14%以上の町村がそれ以外の町村と比べて大きな値となっている。実質赤字比率については、地方財政健全化法導入後の数年間で、起債制限比率14%以上の町村の数値がそれ以外の町村並みの数値に低下していることが認められる。2009年頃以降は両者の違いはほぼ見受けられない。連結実質赤字比率については、起債制限比率14%以上の町村においても低下傾向が見られるものの、両者の差は分析期間中ほぼ同じで推移している。実質公債費比率と将来負担比率については、地方債の元利償還金や地方債残高などが算定項目に含まれるため緩やかな低下傾向となっている。地方財政健全化法導入時に存在した起債制限比率14%以上の町村とそれ以外の町村との差も、10年弱の期間を経てほぼ同じ水準に収斂していることが見受けられる。

市町村規模別に地方財政健全化法導入時の財政状況の違いに注目して財政健全化4指標の推移を見てきたが、全体的な傾向として指標の改善が認められた。さらに地方財政健全化法導入時に財政状況の悪かった団体において指標の改善が顕著であったことも確認できた。地方財政健全化法が財政状況の悪い団体に

対して早期の財政改善を促す効果があったと考えられる。

図8 起債制限比率14%とそれ以外の財政健全化4指標の推移（都市）

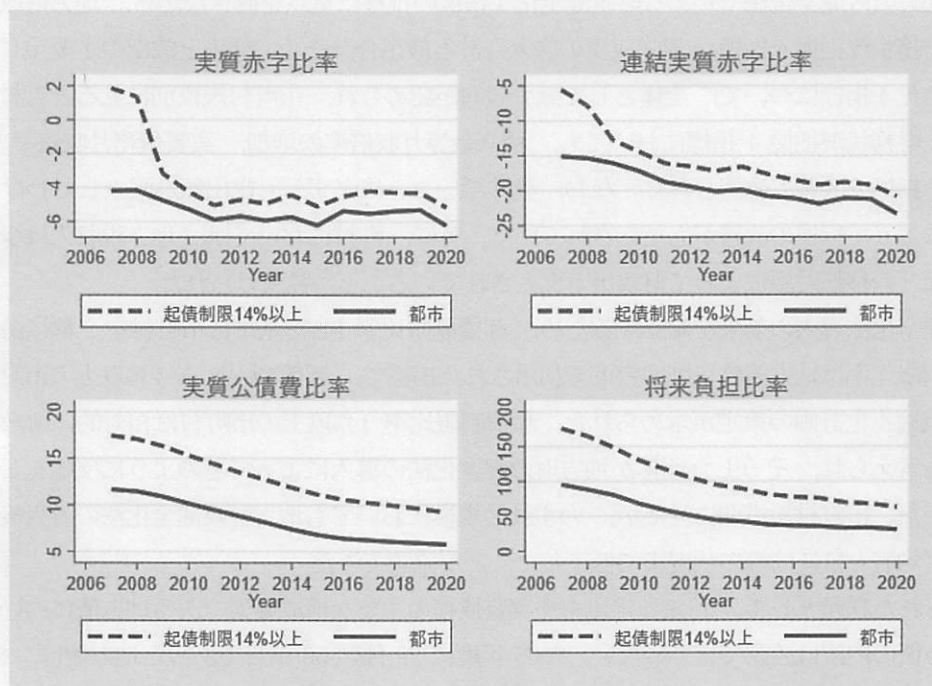
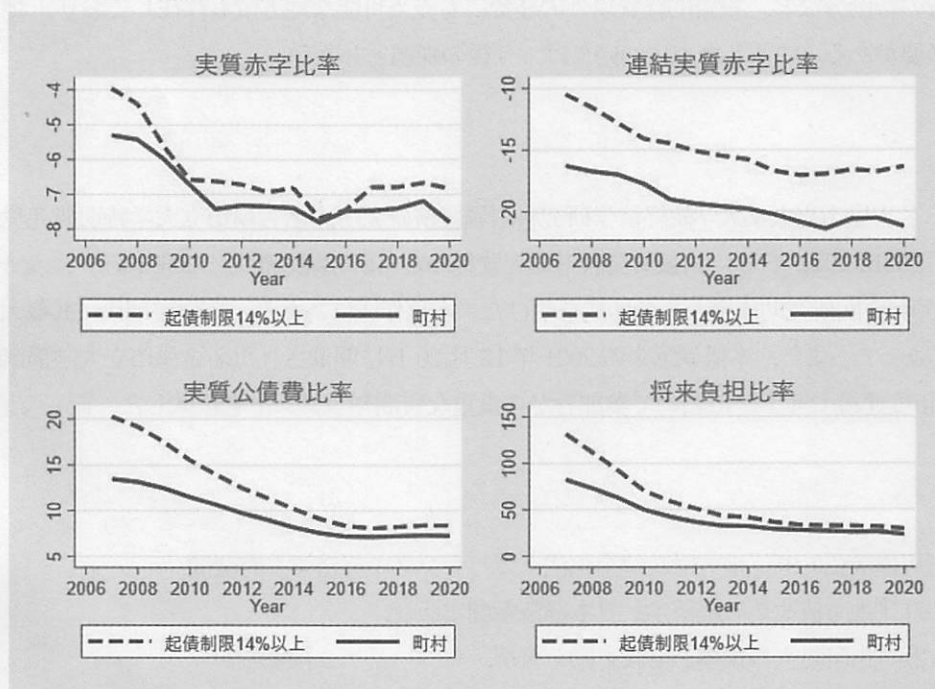


図9 起債制限比率14%とそれ以外の財政健全化4指標の推移（町村）



4. おわりに

本稿では、2006年から2020年の市町村財政データを用いて、地方財政健全化の推移を市町村規模別に見てきた。地方財政健全化法で定める財政健全化4指標の推移に重点を置きながら、地方財政の資金繰りに注目した財務状況把握4指標、形式収支の歳入合計と歳出合計そして歳入と歳出の主要項目の推移を見た。財政健全化4指標について、全体として減少傾向が認められ、市町村規模別に見ると町村の減少幅が大きかった。財務状況把握4指標においても、積立金等月収倍率の増加、実質債務月収倍率の減少など、ストック面の指標の改善も確認された。なお、興味深いことに必ずしも歳出額が減少したわけではなく、歳入額の増加によって指標の改善もたらされていた。特に、町村においては、地方税収入は少ないものの地方交付税などの移転財源によって財政が下支えされていることが見受けられた。

地方財政健全化法導入の効果を確認するため、起債制限比率14%を基準に市町村を2群に分け比較を行った。起債制限比率は地方債許可制度の下で利用された指標で、起債制限比率14%以上の市町村においては公債費負担適正化計画の策定が求められた。起債制限比率14%以上の市町村は相対的に財政状況が悪い団体であると考えられ、そうした団体が地方財政健全化法の導入によってどのように反応をしたのかをグラフで確認した。市町村規模別に見たが、いずれの規模においても地方財政健全化法の導入後数年間で同規模団体の平均値とほぼ同等の状況まで低下したことが確認できた。

本稿で残された課題として、将来負担比率や実質債務の主要な構成要素である地方債についてである。本稿では地方債の内訳は確認できていない。2006年度に29種類56項目であった地方債は、直近の2020年度では32種類96項目にまで増加している。地方交付税による措置があるとはいえ、臨時財政対策債や減収補てん債の特例分など、投資的経費以外の経費にも充当可能な地方債も存在しており、地方債の内訳に着目する必要がある。こうした点については、今後の課題としたい。

謝辞

本研究は、名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所、名古屋市立大学特別研究奨励費（交付番号212007, 2021202）、日本学術振興会科学研究費補助金（研究課題番号：20H01450）、シキシマ学術・文化振興財団第35回研究助成金からの助成を受けた。本稿作成にあたり、広田啓朗氏（武蔵大学）との議論は有意義であった。また、本稿執筆中の2021年12月20日に開催された名古屋市立大学都市政策研究センター2021年度連続セミナーにおいて参加者から貴重な質問やコメントを頂戴した。記して感謝したい。

参考文献

- 赤井伸郎・石川達哉(2019)『地方財政健全化法とガバナンスの経済学』有斐閣。
土居丈朗(2007)『地方債改革の経済学』日本経済新聞出版社。
古川章好(2012)『市町村人口規模と財政』勁草書房。
林正義(2002)「地方自治体の最小効率規模：地方公共サービスの供給における規模の経済と混雑効果」『フィナンシャル・レビュー』第61号, pp. 59-89。

- 林正義・持田信樹(2018)『地方債の経済分析』有斐閣.
- 広田啓朗・湯之上英雄(2014)「平成の大合併と地方債」『地方財政』第53巻第12号, pp.125-145.
- 広田啓朗・湯之上英雄(2018)「地方財政健全化指標における相互依存関係の実証分析」『経済分析』第198号, pp.1-21.
- Hirota, H. and H. Yunoue, (2022), “Fiscal rules and creative accounting: Evidence from Japanese municipalities,” *Journal of The Japanese and International Economies*, Vol. 63, forthcoming.
- 金坂成通・広田啓朗・湯之上英雄(2011)「自治体財政の健全化と行政評価—都市データによる実証分析—」『会計検査研究』第44号, pp.91-101.
- Reischmann, M., (2016), “Creative accounting and electoral motives: Evidence from OECD countries,” *Journal of Comparative Economics*, 44(2), pp.243-257.
- 総務省(2009)『地方財政白書』平成21年度版.
- 菅原宏太(2013)「地方財政健全化法の施行と地方公共団体の健全化行動 関西の市町村データによる考察」『会計検査研究』第47号, pp.39-54.
- von Hagen, J., and G. B. Wolff, (2006), “What do deficits tell us about debt?: Empirical evidence on creative accounting with fiscal rules in the EU,” *Journal of Banking and Finance*, 30(12), pp.3259-3279.
- 吉村弘(1999)『最適都市規模と市町村合併』東洋経済新報社
- 財務省理財局(2021)「地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック」令和3年6月改訂.